

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、健全で透明性の高い経営体制の構築を重要な課題と位置付けており、「透明性の向上」、「公平性の確保」、「意思決定の迅速化」へ向けた取り組みを推進しております。

具体的には、執行役員制を採用し、取締役会を、経営の基本方針等最重要事項の意思決定を行い業務執行を監督する機関として位置付け、機能・責任の明確化によるガバナンスの強化と経営執行体制の充実を図るとともに、事業部門についてはカンパニー制を採用することにより、業績に対する責任を明確にし、効率的経営を実践しております。

一方、経営の透明性・公平性を高めるため、監査役設置会社である当社は、監査役会による監査内容の充実を図るほか、外部に経営情報を適切に開示することにより、実効性のあるコーポレート・ガバナンスの実現を目指してまいります。

当社グループは、全ての事業活動においてCSRの実践を徹底し、グローバルな舞台で、「独自技術に立脚した特色と存在感のある優良化学会社」として、持続的成長を目指してまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,442,000	6.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31,157,000	6.44
日本生命保険相互会社	21,452,648	4.44
明治安田生命保険相互会社	16,795,443	3.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,611,414	2.82
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,686,680	2.42
農林中央金庫	10,053,091	2.08
旭硝子株式会社	9,671,163	2.00
オーエム04エスエスピークライアントオムニバス	8,799,210	1.82
株式会社損害保険ジャパン	8,564,850	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人より期初に監査計画の説明を受けるとともに、工場・子会社等の会計監査に立ち会い、会計処理や内部統制に係る意見を直接聴取しており、さらに四半期決算処理や内部統制に係る課題について年4回定期的に意見交換をしております。また、内部監査室及び監査役は、財務報告に係る内部統制の有効性評価に対する監査人の監査結果を聴取するとともに、今後の対応についての意見交換を行い、財務報告の信頼性向上に努めております。

監査役は、内部監査室が作成した報告書等を閲覧するほか、内部監査室より定期的に報告を受けております。また、必要に応じ打合せを行うなど相互に連携して夫々の監査業務を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
柴田 博至	他の会社の出身者									○
田口 弥	他の会社の出身者				○	○				○
二瓶 好正	学者									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

柴田 博至	○	当社は柴田博至氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、同法第427条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。	柴田博至氏は、金融機関における長年の経験と経営者としての見識を有しており、これらを当社の監査に活かしていただくため、選任しております。 なお、同氏は当社と特別の利害関係が無く、独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただくと考えており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
田口 弥	○	田口弥氏は、株式会社ニッセイ基礎研究所の代表取締役会長、京浜急行電鉄株式会社の社外取締役等を兼任しております。 なお、当社は田口弥氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、同法第427条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。	田口弥氏は、金融機関における長年の経験と経営者としての見識を有しており、これらを当社の監査に活かしていただくため、選任しております。 なお、同氏は当社と特別の利害関係が無く、独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただくと考えており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
二瓶 好正	○	当社は二瓶好正氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、同法第427条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。	二瓶好正氏は、化学工学に関する高度な専門知識を有しており、これを特殊化学品製造業を営む当社の監査に活かしていただくため、選任しております。同氏は当社社外監査役となった以外、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、大学の副学長や学校法人の理事などの要職を幅広く経験されており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。 なお、同氏は当社と特別の利害関係が無く、独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただくと考えており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

#### 該当項目に関する補足説明

当社の事業特性は、個々の事業について研究開発から製造設備の建設、市場開発を経て収益化に至るまで長年の時間を要することから、原則として一取締役の個人的能力や短期間の業績が、会社の単年度の業績に大きく影響を与えることはありません。このため、当社の取締役に対する報酬は、その役位に応じた定額報酬を支給することを基本としておりますが、会社業績及び各取締役の業績の反映により増額または減額する場合があります。なお、上記報酬とは別に、当社の業績及び各取締役の業績に応じ相当と思われる金額を、賞与として株主総会の決議を経て支給することがあります。

また、当社ではストックオプション及びそれに関連する融資制度は実施していませんが、役員と株主の利害を一致させて一層の企業価値向上への努力を促進することを目的に、取締役及び執行役員に対してはガイドラインを設け、当社株式の最低保有数を定めるとともに役員報酬の一部は役員持株会制度を通じて当社株式の取得に充てることとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明 更新

平成22年度の取締役に対する報酬総額は、452百万円となります。当社は、平成22年6月25日開催の第83回定時株主総会終了時をもって従来の取締役退職慰労金制度を廃止し、積立型退任時報酬制度を導入しております。取締役に対する報酬総額には、廃止前の役員退職慰労引当金の当期繰入額24百万円及び新たに導入した積立型退任時報酬引当金の当期繰入額74百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span>	あり
--	----

取締役の報酬等の決定方針は、取締役会にて決定しております。  
 取締役の報酬は、基本報酬及び積立型退任時報酬で構成され、各人の役位に応じ、当社の経営内容、他社水準等を考慮の上、決定しております。  
 基本報酬は、各取締役の役位に応じた定額報酬としておりますが、会社業績及び各取締役の業績の反映により増額または減額する場合があります。  
 積立型退任時報酬は、取締役任期(1年)ごとに当該任期の職務の対価として、株主総会の決議を経て積み立て、退任時にその合計額を支給するものです。  
 また、上記報酬とは別に、当社の業績及び各取締役の業績に応じ相当と思われる金額を、賞与として株主総会の決議を経て支給することがあります。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

当社では、社外監査役を含む監査役の職務を補助するため、取締役の指揮命令に服さない専任の使用人を配置しております。同使用人は、監査業務の遂行を事務的に支援するほか、監査役会の事務局として監査役間の連絡・調整を行っております。また、監査役は、監査において適切な判断を行うため、弁護士等、当社から独立している専門家を利用することができます。  
 社外監査役は他の監査役と同様に、代表取締役と定期的に意見を交換するほか、その他取締役及び使用人からも、定期的又は重要な事項については速やかに業務執行状況等の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明しております。更に取締役会その他重要な会議に出席するほか、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができます。なお、取締役会開催に先立ち、議題に対する理解を深めていただくため、非常勤の社外監査役に対して配付資料に基づき事前説明を行っております。  
 社外監査役の報酬は、当社監査役報酬規則に従い、その職務の対価として適正な金額をお支払しております。なお、当社は、監査役の経営に対する独立性を強化するため、監査役(社外監査役を含む)の退職慰労金を廃止し固定報酬に一本化しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(業務執行)

取締役会は取締役10名で構成され、経営の基本方針、法令・定款で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関として位置付け、業務執行機能は執行役員が担うこととしております。

平成22年度は取締役会を12回開催し、取締役及び監査役はほぼ全ての取締役会に出席しており、平成22年度における取締役の出席率は99%、監査役の出席率は100%となっております。

当社は執行役員制を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離しております。業務執行にあたり、会社に重要な影響を及ぼす事項については、経営方針を審議する経営会議(平成22年度18回開催)及び具体的実行計画を審議する執行役員会(平成22年度25回開催)で審議し、多面的な検討を経て決定しております。

取締役は、経営責任の明確化のため任期を1年としております。また、当社経営に十分集中できるよう、仮に当社グループ会社以外の役員を兼務する場合にも最大3社までとすることを定めております。

取締役候補者は、役員候補者選任基準に基づき、候補者にふさわしい実績、識見等を備えている人物を選定しております。

また、取締役報酬については、株主総会で決議された総額の枠内において、当社取締役報酬規則に基づき、職務の対価として適正な報酬額を支払っております。

(監査の状況)

(1)監査役

取締役会は監査役5名(常勤監査役3名)で構成され、うち3名が社外監査役です。また、常勤監査役のうち1名は、他の上場会社在职時にCF O(最高財務責任者)としての勤務実績を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、取締役会ほか執行役員会等の重要な会議への出席、各部門の監査、子会社の調査等を行い、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努め、意思決定の合理性、法令及び企業倫理遵守の確保のほか、業務執行状況の監査を行っております。

監査役は、代表取締役と定期的に意見を交換するほか、その他取締役及び使用人からも、定期的又は重要な事項については速やかに業務執行状況等の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明しております。また、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めております。さらに、監査において適切な判断を行うため、弁護士等、当社から独立している専門家を利用することができます。

監査役の職務を補助するため、取締役の指揮命令に服さない専任の使用人を配置しております。同使用人は、監査業務の遂行を事務的に支援するほか、監査役会の事務局として監査役間の連絡・調整を行っております。

(2)会計監査人

会社法に基づく会計監査人として東陽監査法人を選任しており、同法人に金融商品取引法に基づく会計監査も委嘱しております。

平成22年度に当社の監査業務を行った公認会計士は、吉田光一郎氏(監査年数1年)、北山千里氏(監査年数5年)及び榎倉昭夫氏(監査年数4年)の3氏であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他2名です。

なお、当社及び当社の子会社が、平成22年度に東陽監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は71百万円です。

(3)内部監査室

内部統制の充実と経営管理の効率向上を図るため内部監査室を設置しており、当社及び当社グループ会社の業務が適正に執行されているかどうかについて年度計画に基づき内部監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性評価を行っております。

また、監査役、会計監査人及び内部監査室は、定期的に報告・打合せを行うなど、相互に連携して夫々の監査業務を実施しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役を選任しておりませんが、当社と特別な利害関係を持たない社外監査役3名を選任しており、うち1名は常勤監査役であります。ガバナンス全体に対する社外のチェックという観点からは、社外監査役による会社の重要な意思決定過程への参画及び監査の実施を通じて、中立的な経営監視機能が果たされていると考えております。

経営の透明性・公平性を高めるために、当社の事業に精通する社内取締役で構成される適正な規模の取締役会による監督と、監査役による経営監視機能を充実させるガバナンス体制が、現時点では当社にふさわしいものと考えております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主様のお手元により早く招集通知をお届けし、株主総会での議決権行使に関する検討時間をより多く確保していただくため、招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、より多くの株主様にご出席いただけるよう、株主総会の開催日を設定するに当たっては、いわゆる集中日を回避するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、議決権行使に関する利便性の一層の向上を目的として、電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社では、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社では、英文の招集通知を、当社ホームページに掲載するほか、議決権電子行使プラットフォームにおいても提供しております。
その他	当社では、招集通知(和文・英文)を、当社ホームページに掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページで公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、第2四半期・期末決算発表後、証券アナリスト及び機関投資家を対象とした決算説明会を実施しており、取締役社長を始めとした経営陣により、決算内容及び将来の事業展開について説明を行っております。 また、同説明会の説明資料を当社ホームページに掲載し、一般投資家の皆様にも同様の情報を提供しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページでは、投資家向けページにおいて決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・事業報告書・アニュアルレポート・適時開示資料等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、IR担当部署として広報IR部を設置し、IR専任の担当者を配置しており、IR担当役員の指示のもと積極的にIR活動を展開しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「MGC企業行動指針」を制定しており、消費者・お取引先、株主・投資家、地域社会、社員など各ステークホルダーを尊重し、その信頼と共感を得る存在を目指すことを謳っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、公正で透明・自由な事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たすことを基本方針としております。特に環境保全に関しては、製品の製造から廃棄にいたる全ライフサイクルにおいて環境、安全を確保するための自主的な取組みとして、レスポンシブル・ケア活動を行っております。 当社の活動状況は、毎年度発行する「CSRレポート」により広く社会に報告しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、株主・投資家の皆様を始めとするステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性に留意し、迅速な情報開示を行うため、ディスクロージャーポリシーを制定し、これに沿って情報提供を行っております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では取締役会において、内部統制システムの整備に関して以下のとおり決議し、この方針に沿ってMGCグループとしての内部統制を進めております。

(取締役会決議の内容)

(基本方針)

当社は、内部統制構築に関し、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の4項目を達成するため、当社及び当社グループ会社の内部統制を適切に構築・整備・運用するとともに金融商品取引法に定める内部統制報告制度について正確かつ適切に対応する。

1. 取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条4項6号及び同施行規則第100条1項4号)

(1) 当社は、「コンプライアンス」を法令、定款、社内規則、社会規範等を遵守するとともに、企業としての社会的責任を認識し、公正で透明・自由な事業活動を行うことと捉え、「MGC企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「MGC行動規範」を定める。

(2) コンプライアンス担当役員を任命し、社長直轄組織として、コンプライアンス担当役員を委員長としてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス制度の充実に向けた施策を検討、実施するとともに、コンプライアンスに係る指導、監督を行う。

(3) 会社におけるコンプライアンス違反を早期に把握し、是正を図るため、役職員及びその家族、協力会社、取引先等を対象とした内部通報窓口として、「コンプライアンス相談窓口」を設置する。

(4) 反社会的勢力の排除に向け、これら勢力に対して毅然とした態度で臨む旨を「MGC企業行動指針」、「MGC行動規範」に明記して当社の姿勢を明確化するとともに、諸施策の担当部署を定めて推進する。

(5) 取締役及び使用人の適正な職務遂行体制を確保するため、内部監査室を設置し、監査役監査、会計監査人監査に加え、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

(6) 当社及び当社グループ会社の内部統制を適切に構築・整備・運用するとともに金融商品取引法に定める内部統制報告制度について正確かつ適切に対応するため、内部監査室担当役員を長とする内部統制推進委員会を設置する。

(7) 当社のコンプライアンス体制を周知徹底するため、小冊子「MGCコンプライアンスハンドブック」を作成して役職員に配布するとともに、役職員に対する教育研修を通じて、コンプライアンス意識の醸成を図る。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条1項3号)

(1) 当社は、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な意思決定と業務執行を図るため執行役員制を導入するとともに、事業部門についてはカンパニー制を採用し、業績に対する責任を明確にして、効率的経営を行う。

(2) 会社に重要な影響を及ぼす事項について、多面的な検討を経て決定を行うため、経営方針を審議する経営会議及び具体的実行計画を審議する執行役員会を設置し、原則として取締役は両会議に出席する。

(3) 組織規程及び職務分掌規程並びに職務権限規程を制定し、取締役の職掌、権限を明確にし、取締役の効率的かつ適正な職務執行を確保する。

(4) グループ中期経営計画及び年度予算等を通じて業績目標を明確にし、それに基づき業績管理を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程その他社内規定に基づき、文書にて保存、管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条1項2号)

(1) 当社は、当社の事業のリスクを把握し、適正に管理するため、リスク管理規程を定める。

(2) 社長直轄の組織として、リスク管理担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握し、優先順位を付してリスク低減策を講じるよう、監督、指導する。

(3) 化学品製造業である当社は、製品の製造から廃棄にいたる全ライフサイクルにおいて環境、安全を確保するための自主的な取組みとして、レスポンスブル・ケア(RC)活動を行う。

5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条1項5号)

(1) 当社は、関係会社の自主独立経営を尊重し、関係会社取締役会の経営責任を明確にする一方、企業集団として適正かつ効率的な事業運営を行うため、関係会社規程を定め、業績の定期的報告と重要案件の事前協議を行う。

(2) 子会社に対し、必要に応じて当社監査役の調査及び当社内部監査室の内部監査等を実施するとともに、関係会社に対する役員派遣、議決権の行使等により、関係会社の業務の適正を確保する。

(3) 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制は、原則として関係会社に適用する。また、当社の「コンプライアンス相談窓口」は、関係会社役員及びその家族、協力会社、取引先等も対象とする。

6. 監査役を補助する使用人に関する事項(会社法施行規則第100条3項1号)

監査役との協議により、監査役の職務を補助するための使用人を配置する。

7. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条3項2号)

監査役を補助する使用人は、取締役の指揮命令に服さない専任者とし、その人事異動、人事評価、懲戒に当たっては、あらかじめ監査役会の同意を得る。

8. 取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項(会社法施行規則第100条3項3号)

(1) 取締役及び使用人は、法令に違反した事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、法令又はコンプライアンス規程その他の社内規定に基づき、当該事実を監査役会に報告しなければならない。

(2) 取締役及び使用人は、定期的に、また重要な事項については速やかに、業務執行の状況、リスク管理、コンプライアンスの実施状況等を報告するとともに、監査役から業務の執行状況等について調査、報告を求められた場合は、速やかに調査、報告をしなければならない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条3項4号)

(1) 代表取締役は、監査役と定期的に意見を交換する場を設ける。また、内部監査室及び会計監査人は、監査役と連絡、協議を行い、監査役業務の実効性を確保する。

(2) 監査役は、会社の重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、重要な会議にも出席できることとし、また、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力の排除に向け、これら勢力に対して毅然とした態度で臨む旨を取締役会において改めて決議するとともに、「MGC企業行動指針」、「MGC行動規範」に明記して当社の姿勢を社内外に明確にしています。

具体的な整備状況としては、反社会的勢力に対する対応部門を総務担当部門と定め、担当者を設置しています。当該部門においては、警察などの専門機関に適宜連絡・相談を行い連携を図るほか、反社会的勢力に関する情報を収集し、必要に応じてグループ会社も含め、周知・注意喚起を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報開示の基本方針

当社は、公正で透明・自由な事業活動を行うため、投資家・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーに対し、適切な情報開示を行うことを企業行動指針および行動規範に明記し、役職員に周知しています。  
また、社内規定によって情報開示に関する指針、手続等を定め、これに沿って適時開示を実施しています。

2. 適時開示の担当部署

当社では、広報IR部を適時開示の担当部署としており、広報IR部長が情報取扱責任者として、適時開示事項の判定、開示文書の作成などの実務を統括し、広報IR部担当役員の承認を経て適時開示を実施しております。

3. 会社の情報の管理体制

(決定事実に関する情報)

会社の経営上重要な事項は、当社の社内規定に従って取締役会・執行役員会等の社内機関で決定しておりますが、広報IR部は事前に全案件について適時開示事項に該当するか否かを判定しております。該当する場合は、当該案件の所管部署と協議の上、開示内容等を決定し、広報IR担当役員の承認を経て、取締役会等の決定後速やかに開示を行っております。

(発生事実に関する情報)

適時開示事項に該当すると想定される情報が発生した場合は、当該情報の所管部署から直ちに広報IR部長に報告がなされます。広報IR部は当該所管部署とともに当該情報が適時開示事項に該当するか否かを判定し、該当する場合は、広報IR担当役員および当該所管部署の担当役員の承認を経て、速やかに開示を行っております。

(決算に関する情報)

決算に関する情報については、広報IR部は事前に経理担当部署と協議を行い、広報IR担当役員の承認を経て、取締役会等の承認後速やかに開示を行っております。

(子会社に係る情報)

子会社に係る情報については、決定事実・発生事実・決算情報を含め、当該子会社を所管する社内部署から広報IR部長に報告がなされます。広報IR部は当該所管部署とともに当該情報が適時開示事項に該当するか否かを判定し、該当する場合は、広報IR担当役員および当該所管部署の担当役員の承認を経て、速やかに開示を行っております。

4. インサイダー取引の防止

当社は、内部者取引防止規程を制定しており、役職員のコンプライアンス徹底を図ることで、インサイダー取引の防止に努めております。

